大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定により届出があった次の大規模小売店舗設置者が実施する周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項に対する市町村等の意見を同法第8条第3項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

令和2年1月31日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 (仮称) 石巻三ツ股複合商業施設 石巻市三ツ股二丁目30番6 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表 者の氏名

ダイワロイヤル株式会社 代表取締役 原田 健 東京都千代田区飯田橋二丁目18番2号

- 3 市町村の意見の概要
- (1) 騒音に関する事項

早朝,夜間帯の来客車両,従業員車両,商品等搬出入車両の騒音対策を講じること。近隣住宅へ配慮し,環境基準値や規制値の超過がないよう対策を徹底すること。

(2)振動に関する事項

届出書には振動に関する項目はないが、今回新たに設置する空調機室外機及び 冷機室外機は原動機の定格出力によって、宮城県公害防止条例第35条第1項に 規定する振動の特定施設に該当する場合がある。振動の特定施設について確認し、 該当する場合は適切に市へ届出を行うとともに、規制基準を遵守し周辺環境への 対策を講じること。

(3) 光害に関する事項

屋外照明,広告塔照明等については,近隣住宅に対する配慮を十分行い,適切 な光害対策を講じること。

(4) 廃棄物対策に関する事項

必要な廃棄物等の保管施設の容量A棟7.79㎡, B棟4.13㎡は, 廃棄物等の排出量予測A棟7.49㎡, B棟3.69㎡を満たしており, 適切と思慮される。

(5) その他の事項

近隣住民等から苦情があった場合は、誠意をもって速やかに解決すること。予 定地は、北側、東側、南側は住宅地となっているが、特に北側は住家と近接して いることから、作業音等の発生を極力抑えること。

事業内容及び公害防止措置等について,近隣住民に対して説明し,理解を得た上で適切に行うこと。

(6) 教育委員会の意見について

届出のあった店舗については,東日本大震災で甚大な被害があった地域であり, その後多くの児童生徒が転居しており,現在居住する生徒は少ない状況である。

しかし,周辺道路の整備や復興住宅の整備に伴い,再度居住する児童生徒が現れてくることも予想される。

学校では、常日頃から登下校における安全指導においては、通学路の安全点検 を実施し実態をつかみながら児童生徒に指導を行っている。今回届出のあった店 舗の出店により、周辺道路の交通量の増加が予想され、児童生徒の交通事故の発 生が憂慮される。

このことから同店駐車場出入口付近及び周辺の交通安全対策について最善の配慮を希望する。

4 地域住民等の意見の概要

なし

5 縦覧場所

宮城県経済商工観光部商工金融課,宮城県県政情報センター,石巻地方県政情報 コーナー及び石巻市役所

6 縦覧期間

令和2年1月31日から令和2年3月2日まで(ただし, 閉庁日を除く。)